

徳島県規則第十九号

徳島県会計規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

令和五年三月二十七日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県会計規則等の一部を改正する規則

(徳島県会計規則の一部改正)

第一条 徳島県会計規則(昭和三十九年徳島県規則第二十三号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項の表二の項1中「徳島県人事委員会任用課」を「徳島県人事委員会事務局任用課」に改め、同項2中「徳島県警察本部警務部総務課長、会計課長、拠点整備課長」を「徳島県警察本部警務部企画・サイバー警察局総務企画課長、警務部会計課長」に改め、同項3中「、拠点整備課」を削り、同条第二項中「並びに」を「及び」に改める。

(徳島県公有財産取扱規則の一部改正)

第二条 徳島県公有財産取扱規則(昭和三十九年徳島県規則第二十五号)の一部を次のように改正する。

第九条第一項第四号中「第十四条第五項」を「第十四条第六項」に改め、同条第二項第一号中「第五項」を「第六項」に改める。

第六十八条第二項中「出納局会計課」を「会計課」に、「警察本部警務部拠点整備課」を「警察本部警務部会計課」に改める。

(徳島県公舎管理規則の一部改正)

第三条 徳島県公舎管理規則(昭和三十九年徳島県規則第四十八号)の一部を次のように改正する。

第四条第三項中「所掌」を「所掌し、」に改める。

第五条第一項中「所掌」を「所掌し、」に改め、同項第四号中「警察本部警務部拠点整備課長」を「警察本部警務部会計課長」に改める。

第六条中「所掌」を「所掌し、」に改める。

附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。